

## 業務委託契約書(案)

新潟県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、新潟県東部太陽光発電所他巡回警備業務委託について、次の条項により委託契約を締結する。

### （目的）

第1条 甲は、次に掲げる業務（以下「業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

(1) 業務の名称

新潟県東部太陽光発電所他巡回警備業務委託

(2) 業務の内容

「新潟県東部太陽光発電所他巡回警備業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 対象施設

阿賀野市かがやき地内 新潟県東部太陽光発電所

新潟県市北区白勢町地内 北新潟太陽光発電所

### （実施の方法）

第2条 乙は、業務を本契約及び仕様書に基づき誠実に実施しなければならない。

### （委託期間）

第3条 業務の委託期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

### （委託料）

第4条 業務の委託料（以下「委託料」という。）の額は、円（うち消費税額及び地方消費税額円）とする。

### （契約保証金）

第5条 乙は、契約締結と同時に、契約保証金として前条の委託料の額の100分の10に相当する金額以上の金額を甲に納付しなければならない。ただし、契約保証金を免除された場合は、この限りではない。

2 乙は、契約保証金を納付した場合であって、この契約に定める義務を履行したときは、甲に対し請求書によりその還付を請求するものとする。

3 甲は、前項により乙から適正な請求書を受領したときは、速やかに契約保証金を還付しなければならない。

4 第13条から第15条の定めにより契約が解除（甲の責めに帰す理由の場合を除く。）され、又は乙が契約に定める義務を履行しないときは、契約保証金は甲に帰

属するものとする。

#### (委託料の改定)

第6条 委託料及び契約内容等は、情勢の変化、あるいはやむを得ない事情が発生したときは、甲乙協議の上、これを改定することができる。

#### (権利義務の譲渡禁止)

第7条 甲及び乙は、この契約上の地位並びにこの契約から生じる権利及び義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ書面による相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

#### (契約業務の再委託)

第8条 乙は、第三者(以下「再委託先」という)に対し、業務の全部又は一部を再委託してはならない。ただし、あらかじめ書面による甲の承諾を得た場合はこの限りではない。

2 乙は、前項ただし書きに基づき再委託を行った場合は、再委託先をしてこの契約に定める乙の義務と同等の義務を順守させるものとし、再委託先が当該義務に違反したときは、再委託先による当該義務違反は乙の違反とみなして、その一切の責任を負うものとする。

#### (警備員の管理)

第9条 乙は、業務に従事する者(以下「警備員」という。)の服務、規律維持等に関して、一切の責めを負うものとする。

2 乙は、契約の履行について、必要な警備員を確保し、受託業務に支障を来さないようにするとともに、警備員の労務管理及び衛生管理については、十分な注意を払わなければならない。

#### (実地調査等)

第10条 甲は、必要があると認めるときは、業務の実施状況について随時実地に調査し、乙に対して所要の報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

#### (報告書の提出)

第11条 乙は、毎月10日までに、前月1か月分の業務の成果に関する報告書を新潟県発電管理センターへ提出しなければならない。

#### (委託料の支払い)

第12条 乙は、各月の業務終了後、委託料(税込)の12分の1に相当する額(円未満

切捨)に係る請求書を甲に提出するものとする。委託料(税込)との端数の調整は委託期間の最終日の翌日以降の請求により実施する。

- 2 甲は、前項の定めにより乙の提出する適正な請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に、委託料を乙に支払うものとする。

### (契約の解除)

第13条 甲及び乙は、相手方がこの契約に違反した場合、相当な期間を定めて違反の是正を書面により催告し、その期間内に違反が是正されなかったときは、この契約を解除することができる。

- 2 甲は、乙の履行が不完全だと認めたときは、相当な期間を定めてその履行を書面により催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

- 3 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じた場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。
- (2) 甲の委託方針が変更されたとき。
- (3) その他、前各号に準ずる事態が生じたとき。

- 4 甲は、前項第1号の事由による場合は、催告することなく、直ちに、契約を解除することができる。

- 5 甲は、前各項の規定により契約を解除された場合において、乙に損害が生じたとしても、損害賠償の責めを負わないものとする。

第14条 甲は、前条に定める場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく、直ちに契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条第1項若しくは第2項(第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。)、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令(以下「排除措置命令」という。)を行った場合において、当該排除措置命令があったことを知った日から6箇月間又は当該排除措置命令の日から1年間(以下この号において「出訴期間」という。)を経過したとき(出訴期間内に当該排除措置命令について処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。)
- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項(同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による命令(以下「課徴金納付命令」という。)を行った場合において、当該課徴金納付命令があったことを知った日から6箇月間又は当該課徴金納付命令の日から1年間(以下この号において「出訴期間」という。)を経過したとき(出訴期間内に当該課徴金納付命令について処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。)

- (3) 乙が、排除措置命令又は課徴金納付命令に対し、処分の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
  - (4) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑が確定したとき。
  - (5) 乙が、他の入札者と共同して落札すべき者又は入札金額を決定したことを認められたとき。
- 2 甲は、前条又は前項に定める場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告することなく、直ちに契約を解除することができる。
- (1) その役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
  - (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - (3) その役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
  - (4) その役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
  - (5) その役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。
  - (6) 下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - (7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

第15条 乙は、甲の責めに帰すべき理由によってこの契約を継続することができないときは、この契約を解除することができる。

#### **（損害賠償）**

第16条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたとき、及び新潟県企業局財務規程（昭和62年新潟県企業局管理規程第4号）に違反したときは、その損害に相当する金額を損害賠償金として甲に支払わなければならない。

- 2 乙は、前項によるほか、乙の故意又は過失により、甲に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償する責任を負うものとする。
- 3 乙は、業務の実施にあたり甲の責めによる以外の理由により第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負うものとする。
- 4 前各項の賠償限度額は対人、対物合算して1事故につき10億円を限度とする。
- 5 警備業務の実施中に生じた乙の損害は、乙が負担する。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

#### (秘密の保持)

第17条 乙又は乙の従業員は、業務の実施により知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

#### (個人情報の保護)

第18条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

#### (費用の負担)

第19条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

#### (疑義等の決定)

第20条 この契約の解釈に疑義が生じたとき又は本契約に定めのない事項については、その都度甲乙誠意をもって協議の上、これを解決するものとする。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙各記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する（本書を電磁的記録で作成する場合は、甲乙双方が電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管する。）。

令和 年 月 日

新潟県新潟市中央区新光町4番地1  
甲 新潟県  
新潟県企業管理者 大田 正信

乙

## 別記

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

#### (秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

#### (収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

#### (適正管理)

第4 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

#### (利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

#### (複写又は複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

#### (再委託の禁止)

第7 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

#### (資料等の返還等)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

#### (従事者の監督)

第9 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

#### (実地調査)

第10 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務の執行に当たり取り扱って

いる個人情報の状況について随時実地に調査することができる。

**(指示等)**

第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

**(事故報告)**

第12 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。